

令和8年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会議事録（神奈川県）

1 開催日時：令和7年12月10日（水） 13：30～15：00

2 開催場所：神奈川県拠点サテライトオフィス

3 出席者：

| | | |
|------------|--|------------------------|
| (行政機関・申請者) | 神奈川県農業振興課グループリーダー 主査 | 黒澤 晃 米津 和恵 |
| (学識経験者) | 神奈川県農業技術センター 生産技術部野菜作物研究課 主任研究員 普及指導部作物加工課 課長 | 辻本 学杜 渡邊 清二 |
| (生産者団体) | 神奈川県農業協同組合中央会 農業くらし対策部 全国農業協同組合連合会 神奈川県本部農産部農産販売課 | 井河 鷹介 米波 駿 |
| (登録検査機関) | さがみ農業協同組合組織経済部指導販売課 課長 係長 | 阿部 励 小泉 一樹 |
| (関東農政局) | 生産部生産振興課検査技術指導官 生産部生産振興課農産物検査係長 神奈川県拠点 総括農政業務管理官 | 田畑 健一 金子 隆行 辻 聡夫 |

4 議 事

司会：辻

定刻となりましたのでただ今より、令和8年産神奈川県産農産物の銘柄設定等意見聴取会を開催いたします。

本日司会を務めます関東農政局神奈川県拠点の辻と申します。よろしくお願いたします。

はじめにお断りをしておきますが、本意見聴取会における検討の結果について、議事録又は議事要旨を作成し、関東農政局のホームページに公表いたします。そのためにご発言内容を録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、議事録又は議事要旨を公表する前に内容をご確認されたい方がありましたら、後ほど申し出て下さい。

続いて、お手元に配付しております資料の確認をお願いしたいと思います。

(別途資料の確認)

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

司会：辻

議事次第2、挨拶です。

本日の意見聴取会にあたりまして、関東農政局生産部生産振興課 田畑よりご挨拶を申し上げます。

ます。ではお願いします。

関東農政局：田畑

(あいさつ)

3 座長及び書記の選任

司会：辻

続きまして、議事次第3、座長及び書記の選出です。

本日の意見聴取会を円滑に進めるため、座長を選出したいと思います。また議事録又は議事要旨を作成するため書記も選出したいと思います。座長及び書記の選出につきましては、事務局にご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

出席者一同：異議なし。

司会：辻

それでは、関東農政局生産部生産振興課の田畑を座長に、書記は辻が務めさせていただき、議事を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

座長：田畑

ただ今、座長の指名を受けました関東農政局生産部生産振興課の田畑です。円滑な議事の進行につきまして、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に基づき進めさせていただきます。

4 議 事

(1) 趣旨説明

座長：田畑

議事次第4の議事に移りたいと思います。はじめに(1)「趣旨説明」について事務局からお願いします。

【(1) 趣旨説明】

事務局：金子

本日、事務局を担当します関東農政局生産振興課の金子と申します。よろしくお願いいたします。

(農産物検査に関する基本要領の抜粋(資料1)に基づき趣旨説明)

令和8年産の銘柄設定等の手続については、関東農政局のホームページに掲載し、令和7年10月1日から10月31日の間に銘柄設定等の要望について受付を行いました。

その結果、産地品種銘柄の選択銘柄として、神奈川県様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」についての設定申請及び普通小粒大麦の「カシマゴール」についての

廃止申請がありました。

なお、意見聴取会には、皆様の同意を得て申請者に同席いただいておりますので、ご了承願います。

後ほど、申請者から申請理由等を説明していただきます。

本日の意見聴取の結果は、農林水産省農産局長へ報告いたします。

農産局長は、申請により銘柄の設定等を行う必要があると認めた場合は、3月末までに、農産物規格規程の改正手続きを行い、農林水産省告示が行われます。

趣旨については、以上でございます。

【（２）銘柄設定等の申請について】

座長：田畑

続きまして（２）銘柄設定等の設定申請について、「にじのきらめき」の申請者である神奈川県の米津様から、銘柄の設定等申請書（様式第1－1号）に沿いましてご説明をお願いします。

申請者：米津

（銘柄の設定等申請書（様式第1－1号）に基づき、「にじのきらめき」の申請内容について説明）

座長：田畑

登録検査機関である、さがみ農業協同組合の小泉様から銘柄鑑定に関する報告書（様式第1－4号）に沿いまして品種鑑定上の特徴等についてのご説明をお願いします。

登録検査機関：小泉

（銘柄鑑定に関する報告書（様式1－4号）に基づき、「にじのきらめき」の品種鑑定上の特徴について説明）

座長：田畑

続きまして、銘柄設定等の廃止申請について、「カシマゴール」の申請者である神奈川県の米津様から、銘柄の設定等申請書（様式第1－1号）に沿いましてご説明をお願いします。

申請者：米津

（銘柄の設定等申請書（様式第1－1号）に基づき、「カシマゴール」の申請内容について説明）

（３）銘柄設定等に対する意見聴取について

座長：田畑

続きまして、（３）「銘柄設定等に対する意見聴取について」に移ります。関東農政局では、申請内容及び意見聴取会の日程をホームページに掲載し、11月18日～11月27日の間、意見を募集しました。その結果について事務局よりお願いします。

事務局：金子

意見募集につきましては、関東農政局ホームページにて募集したところ意見はございませんでしたので、この場にお集まりの皆様からご意見を賜りたいと思います。

また、現物の試料を用意しておりますので実際に銘柄鑑定ができるか、銘柄鑑定にあたり疑問点はないか等を確認していただきたいと思います。

座長：田畑

只今、事務局から現物の試料を確認し、ご意見を聞きたい旨の提案がありましたので、展示している現物を確認していただきたいと存じますが、まず、現物の試料の産地を確認します。

「にじのきらめき」の生産地は、神奈川県のだこの地域（市町村）になりますか。

申請者：米津

生産地は、神奈川県小平市です。

座長：田畑

それでは現物試料の確認をお願いしますが、確認にあたり、展示されている試料が申請書に記載されている特徴が出ているかどうか、農産物検査の規格規程の品位規格に当てはまるかどうか確認していただき、その結果について後ほど農産物検査員の方を中心にご意見をいただきたいと存じます。

〔展示してある現物の試料の確認（約10分）〕

【（3）銘柄設定等に対する意見聴取】

座長：田畑

それでは、現物の試料もご確認いただきましたので、銘柄設定に対する意見聴取ということで皆様からご意見をお伺いしたいと存じます。

まず、展示品をご確認いただいた結果、品種の特徴が出ており銘柄鑑定が出来るか、農産物検査の規格規程の規格に当てはまるかについて、お聞きいたします。

農産物検査員の資格をお持ちの、さがみ農業協同組合の小泉様ご見解等いかがでしょうか。

登録検査機関：小泉

銘柄鑑定は可能です。また、農産物検査の品位規格の適用も可能と思います。

座長：田畑

ありがとうございました。

「にじのきらめき」について、銘柄鑑定は可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用は可能であることのご見解をいただきました。

銘柄鑑定及び品位規格の適用につきまして、他の方から何かご意見やご見解はございますか。

出席者一同：意見等なし。

座長：田畑

無いようですので、「にじのきらめき」について、銘柄鑑定は可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であると確認させていただきました。

座長：田畑

それでは、他に「にじのきらめき」の申請に対して何かご意見等ございますか。

出席者一同：意見等なし。

座長：田畑

無いようですので、私の方から申請者であります神奈川県様に何点かお伺いいたします。

「にじのきらめき」は、今ある品種に代えて導入するお考えでしょうか。また「てんこもり」も高温耐性品種ですが、生産は続けていくのでしょうか。

申請者：米津

県内では今「はるみ」という品種が一番多く味が良いということで、8割近くが「はるみ」あとは「キヌヒカリ」が1割くらい、となっております。ここ2年ほどは夏の猛暑で、品質が落ちる、収量も獲れないという状況が続きまして、農家さんも農協さんも非常に危機感が強く、暑さに強い品種の導入が求められていました。

令和3年～6年に県農業技術センターが奨励品種決定調査を実施し「にじのきらめき」は耐暑性があり最も本県に適していることが確認されたため、10月17日に開催した神奈川県稲麦等奨励品種等審査会にて、新たに奨励品種として決定しました。導入を急いでほしいとのお声もあり、令和8年から生産を開始するため、銘柄申請を行います。

また、「てんこもり」の生産は続けていきます。

座長：田畑

申請書「8生産状況」の作付面積の実績は、どういった地域の生産者の実績ですか。

申請者：米津

全農さん主催の展示会で各農協さんに小面積でやっていただいた面積と、生産者さんが独自で試作をされておまして、特に多かったのが厚木地域ということでございます。合計で、おおよそ推測値ですけれども、8ha程度であろうと考えております。

座長：田畑

今後、作付面積・生産量はどうなりますか、生産者は増えそうですか。

申請者：米津

全農さんの方で、富山県と事前に交渉されてまして、8年まきの種子については9.5トンを確認しているということですので、まずその9.5トンが県内で8年産として生産していただくことと

なります。あとは、各農協さんに状況を見ながら、徐々に既存の品種から置き換えていくことになると考えております。

座長：田畑

生産者が「にじのきらめき」を栽培する上で問題となる点、注意する点はございますか。

申請者：米津

「にじのきらめき」は多収性ということでございますので、通常より肥料がたくさん必要という面もございますし、色々な方にお話を聞きますと、肥料をかなりやっても倒れないということですので、まず施肥をうまくコントロールしていく必要があります。そのようなことを農業技術センターに指導いただきながら、農家さんに作付けしていただきます。また、管理全般については現行の品種とさほど大きな差はありません。ただ、先ほど言いました通り、出穂期などに若干ズレがございますので、その点は生産者さんに管理していただかなければならないと思います。農業技術センターに栽培ごよみも作成していただき、農協さんを通じて生産者さんに栽培指導をしていただくということでございます。

座長：田畑

7年産の生育や品質状況について、他の品種と比べてどうでしたか。

申請者：米津

今年度5haぐらい栽培しております、厚木市農協さんを通じて、農家さんに状況をお伺いしましたが、非常に多収だということで反収も多くて、さすがに多収米というだけのことはあり十分に収量もある。また、草丈が低いので、ゼロではありませんが、倒伏しづらいということと、一番問題の夏の暑さによる白未熟粒はゼロではありませんが、その他の品種よりは少ないと思います。

登録検査機関：小泉

先ほども少し言いましたが、「キヌヒカリ」と比べてというところで、やはり心白等高温障害は、はっきりと少ないかなというところは見取れます。実際、そんなに面積を多く作付けしているわけではなく、施肥試験をしていた関係上、品質は通常に作っているものよりも、落ちた可能性はありますので、そこはまた別ですが、この「にじのきらめき」を入れる理由である高温耐性というところでは、「キヌヒカリ」よりも良いというところが見取れました。

座長：田畑

多収というお話もありましたが、反収はどのくらいでしたか。

申請者：米津

わずかな農家さんにしかお話を聞いておりませんが、その方からは反収9から10俵あったと聞いており、全員が全員ではないと思いますが相当多収なんだろうと思います。

座長：田畑

種子の供給ルートはどのようにになりますか。今後も安定した種子確保、供給は可能ですか。

申請者：米津

すべて農研機構と品種利用許諾契約を締結している業者（富山県）からの購入となります。
また、令和8年まきについては、全農さんを通じ9.5トンを確保しています。

座長：田畑

「にじのきらめき」はまだ試験段階とのことですが、実需者の評価などはありますか。試食会などを開いていればそういった評価も含めてお願いします。

全農神奈川県本部：米波

「にじのきらめき」に関して、基本的には神奈川県学校給食会への販売が中心になります。出回りが8年産以降となるため、現状は実需者からの評価を受け取っていない状況であるため、評価を受け次第、必要に応じて情報共有したく考えています。なお、品質をはじめとした特徴、特性は既に伝達済です。

座長：田畑

ありがとうございました。

続きまして、登録検査機関である、さがみ農業協同組合様にお伺いします。検査実績は7年産もなしでよろしいでしょうか。

登録検査機関：小泉

1件の検査実績があり、37袋で2等でした。2等の理由は白未熟粒ではありませんでした。

座長：田畑

それでは、続きまして、神奈川県農業技術センターの渡邊様にお伺いいたします。

「にじのきらめき」について栽培技術、品種の特性など7年産の品質状況について情報をお持ちでしょうか。また、神奈川県気候に適した品種でしょうか。

農業技術センター：渡邊

「にじのきらめき」に限ったことではありませんが、近年、今年とかなり高温で、生育も前倒しになってきていますので、逆に若干遅いぐらいの登熟、出穂ですけど問題なく神奈川県内でも作ることが可能です。品種が先ほどの通り「はるみ」に偏っていますので、作業がそこに集中して行わなければいけないという部分があるので、それが若干ずらせるということで作業期を分散して、それぞれの品種にあった適期で作業できるというのが一番良いところです。

刈り遅れになると、収量も落ちてしまったり等級も落ちてしまうので、その対策のためにも、品種を分散した方が良く、更に多収の品種ということで、試験的にも一反1俵ぐらい多いという結果が出ており量は獲れますので導入して良いと思います。

座長：田畑

全国農業協同組合連合会神奈川県本部の米波様、米の集荷販売をしている立場から、質問・意

見等ございますでしょうか。

全農神奈川県本部：米波

「にじのきらめき」の主な販売先は神奈川県学校給食会であり、販売先が確保されています。一方、神奈川県学校給食会からは、県産米の数量確保を毎年求められているものの、希望数量をお渡しできていない現状となっています。「にじのきらめき」は多収性の特性があるため、収量および集荷数量が増えれば増えるほど、給食会へお渡しできる数量の確保に直結すると考えています。

また、「にじのきらめき」種子について、8年まき種子は9.5トンを確認しているが、9年まき以降の種子確保量はどのような見通しなのか、各産地から問い合わせを受けている状況です。令和7年11月末に富山県種子協会と打ち合わせを行い、全国的に「にじのきらめき」の栽培面積、需要が増えているなか、富山県としては需要に応じて種子生産量を増やしていく考えがあり、9年まき種子についても、種子の生産面積を増やす余力があると聞き取りしています。全国的に需要が増大しているため、神奈川県の希望数量を全量確保できる保証はありませんが、できるだけ県下JA・生産者の要望に応えられるよう、種子の確保に努めたいと考えています。

座長：田畑

将来的には、県内で種子を確保したり、生産するなどの計画はありますか。

全農神奈川県本部：米波

現状、予定はありません。種子生産については、需要と生産者の協力が必要なので、状況を見ながら、今後検討していきたいと思います。

座長：田畑

神奈川県農業協同組合中央会の井河様、質問、意見等何かございますでしょうか。

農業協同組合中央会：井河

特段意見としてはございませんが、先ほどからのお話の通りになりますが、高温耐性品種というところで、やはり銘柄の設定は必要かと考えておりますので、是非お願いができたらと思います。よろしくお願ひします。

座長：田畑

皆様ありがとうございました。私からは以上となります。

皆様方から何か質問等がございますでしょうか。

出席者一同：意見等なし。

座長：田畑

他に意見は無いようですので、意見の取りまとめを行いたいと存じます。

資料1「農産物検査に関する基本要領」の3ページをご覧ください。

「2 銘柄設定の要件」として(1)から(7)まであり、その要件を全て満たした場合に、銘柄と

して新たに設定することができるとあります。

- (1) 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること、
こちらは、可能であるとお見解をいただきました。
 - (2) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること
こちらについても可能であるとお見解をいただきました。
 - (3) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと、
このことについても侵害の行為を組成するものではないということを確認しております。
 - (4) 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として同一の銘柄とすることが適当であること、
こちらについては今回該当しておりません。
 - (5) 産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること、
こちらは申請書のとおり登録検査機関が検査を行う予定であると確認いたしました。
 - (6) 水稲うるち玄米における品種銘柄は、別紙2「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」の第6により設定する。
なお、「みつひかり」については、みつひかり2003及びみつひかり2005により品種銘柄を構成するものとする。
こちらについては今回該当しません。
 - (7) 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさを踏まえたものであること、
こちらは大豆についてなので該当しません。
- 以上、設定の申請について要件を満たしていると言えますが、皆様の中でご異議がある方はいらっしゃいますでしょうか。

出席者一同：異議なし。

座長：田畑

皆様ご異議がないとのことですので、新たな銘柄として申請のありました「にじのきらめき」について、基本要領に記載されております要件(1)(2)(3)(5)を満たしており、新たな銘柄として設定することが妥当であるという結論に達しましたので、設定に向けての進めを進めてまいります。

続きまして、廃止申請のありました普通小粒大麦の「カシマゴール」についてご意見を伺います。何かご意見がありますでしょうか。

出席者一同：意見等なし。

座長：田畑

私から1点だけお伺いします。

今後、神奈川県内では普通小粒大麦の生産振興は行わないということになるのでしょうか。そうだった場合、特に影響はないのでしょうか。

申請者：米津

種子が確保できず、生産がほぼ無いことと、生産を行う場合は他の品種を選択することとなるため、カシマゴールの銘柄廃止の影響はないと考えています。

座長：田畑

その他、特に廃止について異論ございませんでしょうか。

出席者一同：異議なし。

座長：田畑

それでは、「カシマゴール」の銘柄廃止について、取りまとめをさせていただきます。

資料1の4ページに基づき確認したいと思います。銘柄廃止の要件は、次の要件のいずれかに該当する場合とされ、

- (1) 設定要件のいずれかを満たさなくなること
- (2) 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること
- (3) 前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること

とされています。

今回の廃止申請につきましては、令和4年産以降、検査実績がないということ。このことは、銘柄廃止の要件(3)の項目に該当します。

以上により、銘柄廃止の要件を満たしていると判断できます。

以上を踏まえ、本日の意見聴取の結果として、「カシマゴール」の産地品種銘柄の廃止申請について、廃止に向けて本省農産局へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

出席者一同：異議なし。

座長：田畑

それでは、廃止申請のありました「カシマゴール」について、銘柄を廃止することが妥当であるという結論に達しましたので、廃止に向けての手続きを進めてまいります。

5 その他

座長：田畑

議事次第5のその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局：金子

特にございません。

6 座長及び書記の解任

座長：田畑

議事次第6の「座長及び書記の解任」ですが、皆様のご協力によりスムーズな進行ができました。

今後、本日もご検討いただきました設定の申請につきましては関東農政局から農産局長へ申請の手続きを行ってまいります。本日は大変お疲れ様でした。

7 閉 会

司会：辻

以上をもちまして令和8年産神奈川県産農産物の銘柄設定等意見聴取会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。